

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成29年9月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第50号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第51号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第54号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第55号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第56号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第57号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第9 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願
- 日程第10 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|------------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越隆之 議員 |
| 3番 | 木村彰人 議員 | 4番 | 森田正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉重幸 議員 | 6番 | 入江 寿 議員 |
| 7番 | 笠利 毅 議員 | 8番 | 徳永洋介 議員 |
| 9番 | 宮原伸一 議員 | 10番 | 上 疆 議員 |
| 11番 | 神武 綾 議員 | 12番 | 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 | 陶山良尚 議員 | 14番 | 長谷川 公成 議員 |
| 15番 | 藤井雅之 議員 | 16番 | 門田直樹 議員 |
| 17番 | 村山弘行 議員 | 18番 | 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	芦 刈 茂	教 育 長	木 村 甚 治
総 務 部 長	石 田 宏 二	市民生活部長	友 田 浩

総務部理事 原 口 信 行
 健康福祉部長兼
 福祉事務所長 濱 本 泰 裕
 教育部長 緒 方 扶 美
 教育部理事 江 口 尋 信
 経営企画課長 高 原 清
 市民課長 行 武 佐 江
 都市計画課長 木 村 昌 春
 上下水道課長 古 賀 良 平
 監査委員事務局長 渡 辺 美知子

都市整備部長 井 浦 真須己
 観光経済部長 藤 田 彰
 都市整備部
 公営企業担当部長
 総務課長併
 選管書記長 今 村 巧 児
 管財課長 田 中 縁
 福祉課長 小 柳 憲 次
 社会教育課長 友 添 浩 一
 観光推進課長兼
 地域活性化複合
 施設太宰府館長 中 山 和 彦
 木 村 幸代志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
 書記 芥 藤 正 弘
 書記 力 丸 克 弥

議事課長 花 田 善 祐
 書記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第2、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第50号及び議案第51号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第50号及び議案第51号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号は建設経済常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 2点についてお尋ねしますが、まず議案第53号の一般会計の関係です。

1点目は、歳出15ページ、3款3項1目の001職員給与費の1,603万円の内容について説明をしてください。

2点目は、同じく歳出17ページの10款1項2目の150学校教育運営費、1節報酬、学校給食専門委員120万円の内容について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）」の3款3項1目生活保護総務費の細目001職員給与費の1,603万円の内容についてご説明申し上げます。

これにつきましては、おおむね2名分の給与902万4,000円、職員手当等472万円、共済組合負担金228万6,000円でございます。

職員給与費等の人件費につきましては、予算編成時には新年度の人員配置が未定でございますので、当年度当初予算に人事院勧告等の要素を加味し予算要求をいたします。その後、新年度4月の定期人事異動が確定した後に、例年12月議会におきまして調整をさせていただいておるところでございますが、今回は本年4月の機構改革におきまして生活支援課を新設いたしまして、1係増えましたことで生活保護総務費の枠で給与を支給する人数が増え、12月の時点で不足が生じることが見込まれましたので、この時期に増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） もう一点ありましたね。

市長。

○市長（芦刈 茂） 2問目の質問に回答いたします。

歳出17ページ、10款1項2目の150学校教育運営費、01節報酬、学校給食専門委員120万円の内容説明についてお答えいたします。

学校給食にかかわる専門委員を登用するための報酬で、月20万円の6カ月の1人分という内容です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 1点目はもう結構です。

2点目のこの学校給食専門委員のことについてですが、今市長が言われましたけれども、金額だけしか言われておりませんから、学校給食専門委員さんはどういうことをするのかということを説明してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 給食問題についての見識がある方で、この間のいろいろな議論を専門的見地から検証していただきながら、片一方でやはり保護者の説明会が必要だと思っておりますので、そこと関連していろいろな形でアドバイスあるいは検証等をしていきたいというふうを考えておりますので、そういう人をお願いするということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 内容がよくわからないということが1つ問題があるんですけども、これはもう仕方ないということですが、問題は、前副市長が、今終わっておられますけれども、その副市長と部長レベルの形で、この学校給食のことについてはいろいろと協議をさせていただいておったわけですけども、そのこととこの学校給食専門委員としての部分との、合わせ方と言やあおかしいんですけども、その辺がうまくいけることになっておるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ワーキンググループでいろいろな給食問題について検討してきたわけですが、そういう内容についても専門的見地からアドバイス等をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第53号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第7、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号から議案第56号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第57号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第8、議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成29年太宰府市議会第3回定例会2日目を迎えて、本日もご提案申し上げます案件は、条例の制定1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

太宰府市体育複合施設新築工事の入札に関して、平成28年6月に行われました住民監査請求に対する不適切な文書作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応について、私みずからの責任を明確にするため、報酬額の削減を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 付託を総務にされるのかもしれませんが、やっぱりここで最初に聞いておきたいことがあります。今日初めてこのお話聞いたんですが、再三この質問、一般質問なんかでも何度もお答えになってありますが、要は問題ないということは何度も言っているわけですね。問題がないというところに、しかし報酬の減額と責任をとるということをおっしゃってあるけれども、そうすると、やはり該当のその職員に、法に従った処分なりがあって、そして今度は市長ということにせんと、やっぱり理屈が合わんと思うんですよね。そういうことをどうお考えかが1点。

もう一点が、そもそもこの1カ月1割、10%ですね、1カ月だけということで、多いか少ないか、なかなかこれは議会も判断が難しいんですが、どういった根拠でこういった数字を上げてこられたのか。まず、この2点お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 体育館建設問題における監査委員の文書問題でございますが、基本的に偽造と、あるいは改造というふうには当たらないけれども、やはり文書表現が不適切であったという事実はありますので、その事実についての問題と、その文書をつくった、あるいはそのつくるに当たっての監督責任、あるいはありましたように第三者委員会をつくる、つくらないとい

うような形での問題について、自分の責任を明らかにするために、こういう形の提案をさせていただいております。

2番目、その根拠ですが、私自身が私自身に対する厳重注意なんていうのはあり得ないわけですから、やはりこの点においてこういう形での給与削減ということをするでもっての責任をとりたいということのご提案でございます。

それと関連して、内部的な問題も片一方で考えているということでございます。

以上です。

(16番門田直樹議員「金額の根拠をお尋ねしています」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 根拠というのはなかなか難しいわけですが、私としては相当な妥当な額ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) 委員会で質疑、市長も何か出席されるというふうに聞いておりますので、その中でしっかり聞かせてもらいたいと思いますが、やはり問題がないというところに責任をとられるというのが、どうしても理屈の上では合わないと思う。

それと、相当な額と言いますけれども、やはり何らかの根拠ですね、対比するものが示されないと、それが妥当であるかどうかわかりません。

そして、最後のほうにもおっしゃっていましたが、全体の責任をとるということであれば、大変な混乱を生じました。それはやはり、もう辞職するしかないと思います。しかし、給与という形で結論をつけられるということであれば、やはり公約であるところの給与、トータルな給与等の関連ですね、それだけは聞いておきたい。こんな金額じゃないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 3月議会に提案した削減案が否決されるということでもって、実際には5月から私自身の給与、供託しておりますので、それはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

(16番門田直樹議員「公約とは違いますが」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 市長、答えてください。公約とは違うという。

市長。

○市長(芦刈 茂) その問題については、もう3月議会でもお答えしましたし、その後こういう形で供託もしているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

（16番門田直樹議員「ありません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 提案説明の市長のご発言の中で、みずからの責任を明確にするために、報酬額の削減を行うというくだりなんですけれども、みずからの責任を明確にするというのは、それと給与削減が非常に結びつかないんですけれども、みずからの責任を明確にするには、具体的なそれこそ指示なり制度をつくるなり、そういうことが必要だと思うんですけれども、安直にご自身の給与削減という形で終わってしまう可能性があると思います。

これは具体的にみずからの責任を具体的にどうするかということが大事だと思うんですけれども、どういうふうにその具体的な責任のとり方をお考えでしょうか。給与削減じゃなくて、こういうことを二度と繰り返さないためにですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） それにつきましては、職員に対して、今回問題が起こったような文書作成上の指導というのを、2回にわたって職員に対しては指導しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうような、今回あったことに対する対処的な措置じゃなくて、継続的に制度的に、何かこういうことが二度と起こらないような形での仕組みをつくるべきだと思うんですけれども、その10%1カ月という根拠もよくわからないんですけれども、まずは安直に給与削減という形で幕引きじゃなくて、しっかり、職員を指導しただけじゃなくて、二度と起こらないための制度をしっかりつくらなきゃいけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 全くそのとおりでございまして、いろいろなことは、2回にわたって職員に対する文書作成に当たってということの指導をしておりますし、直属上司がやっぱりきちっと把握する等々のいろいろな形での仕事の仕方というのは、もう一回確認されるべきだと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 市長は、結局この文書作成過程のことが自分の責任を負うという形で、10%1カ月の報酬とおっしゃっていますけれども、この事件を見る限りは、これは3つぐらい側面があるんですね。第1に、新聞記事全体で見ますと、明らかにあの時点で第三者委員会

を設置すると言って、その後すぐ撤回されたという事実。それから、ご自身がこの文書作成の過程そのものをいわゆる見過ごしたといえますか、見逃したという事実。そして最後に、今おっしゃっている、いわゆる市の職員がこういう文書を作成したということに対する文書責任、ご自身の責任だとおっしゃっているわけです。

確認いたしますけれども、10% 1カ月というのは、どの部分の責任の話なんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 提案理由で申し上げましたように、今言われた3つの問題全部含んでというふうに私は考えております。

もう一回繰り返しますと、住民監査請求に対する不適切な文書作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応についてということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これも総務文教のほうの常任委員会のほうに付託されると伺っておりますので、そこではっきり伺わさせていただきますけれども、今のお答えの内容では、10% 1カ月はとても評価できない減額だと私自身は判断いたします。お答えは結構です。

○議長（橋本 健議員） いいですか。回答はいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今の質問と答弁を聞いていて、少し感じるどころ、思うところがあるんですけども、市長は今回のことについて、文書を作成したことであるとか、第三者委員会をつくらと言ったけれども、それをひっくり返したことであるとか、言ってみれば文字もしくは言葉の問題だけで、そこに問題を見て責任を表明しているというふうにはしか思えないのですが、しかし第三者委員会に初めて言及したときには、まだ監査の意見を聞いておらず、したがって文書に問題がないということ、わかってなかったといえますか、問題はわかっていたと思いますけれども、監査にそれは影響を及ぼしたかどうかはわからないということだったと思うんですね。

だとすれば、市長が第三者委員会を必要だと考えたのは、監査との関係だけにおいて第三者委員会が必要だと考えたのか、それとも建設工事や入札に関する事柄そのことについて第三者委員会の必要というものを感じて、第三者委員会に言及したのか、そこがはっきりわからない。

今森田議員が、言葉を撤回したことについて問題点があるとおっしゃいましたけれども、その言葉が何を指していたかによって、処分をどの程度に引き受けるかわ変わってくると思うんですね。果たして言葉だけの問題なのか、文書だけの問題なのか、それとも本当は建設過程そのものが問題があると感じての発言だったのか。どのような意味で最初に第三者委員会を必要だと考えたのか、改めてそれを聞いておかないと、この数字の評価もしかねるかと思うので、そ

の点だけちょっとお聞かせください。なぜ第三者委員会というものを初め言及せざるを得なかったのか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、体育館建設そのものについて、私自身が当時反対してきたわけですから、いろいろな思いはありますが、ただ第三者委員会をつくるに当たっては、やはり文書作成というか、大きな問題があるからそういうことに言及したわけですが、本来的にやはり監査委員の方の意見を聞いた上で動かなければいけなかったにもかかわらず、私自身が文書作成の問題を指摘されて、当日、監査委員の方がいらっしゃらなかったのも、打ち合わせせずに発言したということでございます。ですから、体育館そのものについてどうのこうのということの第三者委員会をつくるということではございませんでした。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 私が聞きたかったのは、体育館の建設そのものではなくて、体育館建設の過程に至る手続の進み方ですね。もうつくことは決まっていたことなので、それについては言いませんけれども、果たして手続がどのようなであったのかということまで念頭に置いて、第三者委員会に言及したのかということですよ。

というのは、ここで問題とされている文書というものが、手続そのものを説明するものから、つくり方だけが問題なのか、そういう内容のものがつくられてしまったことが問題なのか、もしくはつくる必要があったことが問題なのかということです。体育館建設そのものについては問うていません。手続について何か念頭に置いて、第三者委員会を言及したのかという点に答えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 非常にちょっと理解しにくいところがあるわけですが、先ほども申しましたように、体育館建設そのものというよりも、今言いましたように、文書、正しい文書ではなかったということと、それをめぐる一連の第三者委員会をつくる、つくらないという形でのことについての責任ということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

ほかに質疑はありますか。

12 番小島真由美議員。

○12 番（小島真由美議員） まず、2 点お伺いいたします。

1 点が、早々からマスコミ等、また記者会見等で発表されているにもかかわらず、なぜ初日からの提案にならなかったのかということが1 点。

それから、先ほど門田議員の質問にも関連いたしますが、供託を5 月からと先ほど市長はお

っしやいましたが、たしか新聞紙上では4月からということで公言されていたのではないでしようか。供託についても非常に曖昧な点がございますけれども、きちんと4月から幾らずつ、それから賞与も何%納めたかということもご明言ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 初日に提案できなかったのは、このことについての庁内の議論が定まらなかったからでございます。しかし、このまま過ぎすわけにはいかないというふうに私考えまして、提案させていただきました。ということで、初日に提案できなかった理由というのは、庁内でもどうということにするかということの結論が出なかったけれども、私がやはり責任をとるという意味で、こういう形にさせていただいたということでございます。

供託していることについては、また別途、明細明らかにしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第57号は総務文教常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願

○議長（橋本 健議員） 日程第9、請願第1号「中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番（小島真由美議員） 中学校完全給食の実施を求める請願。

本文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。なお、請願者は、中学校給食を考える市民の会代表世話人大藤和美様、紹介議員、小島真由美、神武綾議員でございます。

中学校完全給食の実施を求める請願。

1、要旨。太宰府市立中学校における学校給食法に基づく全員喫食による完全給食を、多くの保護者・市民が望んでいることをご理解賜り、実施していただきますようお願いいたします。

2、理由。基本的に、中学校の給食はどうあるべきかの理念に基づき考えるべきです。学校給食法第1条に学校給食の重要性は明白に述べられ、学校給食の普及充実及び食育の推進を図ることを目的としてこの法律は定められています、食の教育は、学校教育の責務であるとともに、生徒の健全な育成を図る上で、給食の果たす役割は重要です。

このため、多くの自治体で、相応の費用を要しても学校給食法に基づく完全給食に取り組ん

でいます。

太宰府市における完全給食の実施の必要性については、太宰府市教育委員会の「望ましい中学校給食のあり方について」並びに太宰府市議会特別委員会の「中学校給食の今後のあり方についての要望書」において明言されています。

もちろん、母親の負担軽減と子どもの貧困対策は極めて重要です。それとともに、生徒に対する教育の一環として完全給食は実現されるべきです。

確かに財源の確保が最大の問題点ですが、このことをもって完全給食を断念してはならないと考えます。今後に予定される公共施設の建てかえ、改築整備及び市民の安全に直結する交通対策などの必要不可欠な施策に対しては、優先的に行われるべきであることは十分に理解します。

これらのことを配慮しながら、限られた財源の中で完全給食を目指すためには、可能な限り早く保護者・市民説明会を行い、市民の意見が反映される検討委員会を立ち上げて、費用負担の精査、調理方法の再検討などの議論を進めることを求めます。

中学校の完全給食の実現には、十分な調査をもとに討議を重ね、議論を尽くして、財源の確保や実施可能時期などの合意形成を図るべきと考えます。

なお、実現までの当面の間は、現行のランチサービスの充実を図ることで対処されることには異論なきことを申し添えます。

以上でございます。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第10、意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 意見書第3号を提案させていただきます。

今福岡県では、義務教育ではあり得ない教員不足が起きています。教科の授業が実施されて

いない学校や、担任不在の学校があるのです。また、子どもたちの生活環境と教育環境は、大きく二極化しています。その解決のためにも、多くの地方議会から国に対して意見書を提出することが必要と考えています。

意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」。太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提案をいたします。

提案理由の説明につきましては、意見書を朗読して提案にかえさせていただきます。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。

現在、障がいのある子ども、日本語指導が必要な子ども、不登校の子ども、経済的援助を受けている家庭の子どもなど特別な配慮を必要とする子どもたちが増加しています。こうした複雑化、困難化してきている状況の中で、教員は全ての子どもたちの自立と社会参加を目指すために、多様な子どもたち一人一人に対するきめ細かな対応が必要となっています。

教職員配置については、過去に7次にわたる計画的な職員定数改善が進められてきました。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~